



- ①17年度の年金額は据え置きに
 - ②年金保険料の若年者納付猶予制度について
 - ③乳幼児医療・重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・老人保健・老人医療の受給者の方へ
 - ④国民健康保険の届出を忘れずに
- 年金係 ②163
 国民健康保険係 ②162

① 平成17年度の年金額は据え置きに

大宮社会保険事務所国民年金課
 ☎048-652-4711
 または、町年金係 ②164

平成17年度の年金額は、平成16年度と同じ金額になりました。これは、平成16年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が変わらなかったことにより、平成17年度の年金額の改定が行われなかったためです。

年金の種類	平成17年度年金額
老齢基礎年金（満額）	794,500円
障害基礎年金（1級）	993,100円
（2級）	794,500円
遺族基礎年金（子1人）	1,023,100円
老齢福祉年金	407,100円

③ 乳幼児医療・重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・老人保健・老人医療の受給者の方へ
健康保険の変更はありませんか？

A・伊奈町役場保険年金課の窓口でお願いします。
 年金係 ②164

退職、就職または会社の変更で、いままで加入していた健康保険が変わった場合は、会社等からの連絡はありませんので、受給者本人または家族の方が変更の届出をお願いします。

健康保険の変更届出がされていない場合、町からの支払いが遅れたり、正しい金額の支払いができなかったりすることがあります。

また、乳幼児医療費助成制度の所得制限は、廃止されましたので、収入が多いとの判断により登録をしていない方は、乳幼児医療の登録を申請してください。

医療係 ②162

④ 手続きはお済みですか？
国民健康保険の届出を忘れずに

平成17年度を迎えて1か月が過ぎましたが、いままで勤めていた会社を退職し、健康保険が無くなってしまった方は国保への加入、また、国民健康保険だった方が就職して会社等の健康保険に加入した場合は、国保からの脱退が必要になります。会社や健康保険組合からの連絡はありませんので、必ず届出をしてください。

特に国保に加入する方は、しばらく期間をおいて届出をした場合でも、加入日と保険料は会社等の健康保険を喪失した日までさかのぼりますのでご注意ください。

●同じ世帯の方で、下記のようなことがあてはまるときは、その都度必ず14日以内に届出をしてください。

国保に入るとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、他の市町村の転出証明書
会社の健康保険をやめたとき	印鑑、会社の健康保険をやめた証明書
会社の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑、被扶養者からはずれた証明書
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書

国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村に転出するとき	印鑑、保険証
会社等の健康保険に入ったとき	印鑑、国保と会社等の健康保険の両方の保険証（保険証未交付のときは加入したことを証明するもの）
会社等の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証
国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証
生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書

その他

こんなとき	手続きに必要なもの
退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、年金証書
町内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯を分けたり、一緒にしたとき	
保険証をなくしたときや活して使えなくなったとき	印鑑、本人を証明できるもの（運転免許証、納税通知書等）

国民健康保険係 ②162

解説

昨年の年金制度改正では、年金の給付水準の見直しが行われました。ただし、改正前の規定で計算した年金額が、改定後の規定による額を上回る場合には、改定前の規定による年金額を支払うという経過措置が設けられています。（従前額保障といいます）

平成12年から14年までの間に物価が下がったにもかかわらず、年金額を下げないという特例措置が講じられたため、現在給付されている年金額は、本来よりも高い水準の年金額が支給されています。

そのため、しばらくの間は、従前額保障の規定により、これまでどおりの計算方法による年金額が支給されることになります。

② 国民年金保険料若年者納付猶予制度の創設

国民年金制度には、経済的に保険料を納めることが難し

いとき、申請によって保険料が免除される制度があります。しかしながら、所得が少ない若者が免除申請をおこなった場合に、世帯主である親と同居していると世帯主の収入が多いという理由で免除にならないことがあります。

このような若者が、将来的に無年金・低年金となることを防止するため、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人とその配偶者の所得が一定以下であれば保険料を後払いにできる（納付を猶予する）仕組が創設されました。

対象

30歳未満の国民年金第1号被保険者の方で、本人および配偶者の所得が基準以下の場合に認められます。

所得基準は、扶養親族の人数など世帯構成によって変わってきます。

〈基準の例〉

世帯構成	所得基準
独身など、扶養親族がない場合	57万円
夫婦2人世帯で、どちらか一方のみに所得がある場合	92万円

※ここでいう「所得」は、収入そのものではなく給与所得控除などを差し引いたものです。

若年者納付猶予制度 Q & A

Q1・若年者納付猶予が認められた場合、年金は受けられますか？

A・若年者納付猶予期間は、老齢年金の年金額には反映されませんが、未納期間とは異なり、老齢年金を受け取るために必要な資格期間に含まれます。また事故・病気等により重い障害を負った場合に、障害年金を受けることができます。

Q2・猶予された期間の保険料は将来納めなければいけませんか？

A・納付特例が認められた月から10年以内なら、さかのぼって納めることができます。これを追納といいます。追納された場合は、納めた場合と同じように老齢年金の年金額が計算されますので、ゆとりができた場合は、追納されることをおすすめします。追納しなかった場合は、Q1の回答にあるように、老齢年金の年金額への反映がありません。

※追納する保険料額は、2年を経過すると一定額が加算されますのでご注意ください。

Q3・若年者納付猶予の申請方法は？